

建築基準法適合状況調査業務約款

(契約の締結)

- 第1条 依頼者（以下「甲」という。）及び株式会社日本確認検査センター（以下「乙」という。）はこの約款（依頼者及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び株式会社日本確認検査センター建築基準法適合状況調査業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。
- 2 乙は、依頼が有っても、都合により依頼を引き受けないことができるものとする。
 - 3 甲が乙に依頼書を提出した場合は、甲がこの約款、業務規程及び株式会社日本確認検査センター建築基準法適合状況調査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）を遵守することを承諾したものとみなす。
 - 4 乙は、業務規程に基づき依頼を受けた場合には、甲に引受承諾書を交付する。この交付日に、本約款に基づき契約が成立したものとす。

(契約の終了)

- 第2条 第8条及び第9条の場合を除き、この契約は次に定める日に終了する。
検査済証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査 第1条4項により契約が成立した日から6カ月が経過した日
- 2 前項にかかわらず、甲が乙に依頼書を提出し、乙が引き受け後に、調査の過程で業務規程第8条第2項に該当するものであることが判明した場合、この契約は終了する。この場合当日付で取り下げが有ったものとして扱う。

(債務)

- 第3条 乙は、第2条の場合を除き、善良なる管理者の注意義務を持って、引受承諾書に定められた調査の報告書を事情に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。
- 2 乙は契約期間中に、甲から乙の調査の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 3 甲は、手数料規程に基づき算定され、引受承諾書に明示する額の手数料を第6条に規定する日までに支払わなければならない。但し、調査の過程で再調査その他追加手数料が生じた場合（依頼書等の記載不備に起因する場合を含む。）は追加手数料額を支払うものとする。
 - 4 甲は、依頼に係る図書・書類を用意する義務が有るものとする。甲は、乙の請求が有るときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、依頼に係る建築物に関する情報を正確に乙に提供しなければならない。
 - 5 甲は、乙が調査を行う際に、当該依頼に係る建築物又は建築物の敷地に立ち入り、業務上必要な調査を行うことができるように協力しなければならない。
 - 6 甲は、依頼に係る建築物に関し乙がなした法令への適合性の義務等に対し、追加説明その他

必要な措置を取らなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の業務の期日は、次に定める日とする。

検査済み証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査 第1条第4項により契約が成立した日から6カ月が経過した日とする。

(手数料の支払期日)

第5条 甲の支払期日は、乙が業務の引受を承諾した日とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合は、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が甲が第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は済証等を交付しない。この場合において、乙が当該済証等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じない。

(手数料の支払方法)

第6条 甲は、規程に基づく手数料を、前条の支払期日までに現金又は乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。なお、振込みに要する費用は甲の負担とする。

- 2 乙は、甲が銀行振込の方法により手数料の支払を行った場合は、金融機関の払込受領書、もしくは払込完了画面を領収書に代えることができる。但し、甲が領収書の発行を希望する場合はこの限りではない。
- 3 甲と乙は、協議により合意した場合は、別の支払方法を取ることができる。

(乙の免責)

第7条 次の各号の一に当たるとき、乙は責を負わない。

- 一 甲の出した依頼書等に虚偽の記載が有り、それに基づいては調査が行われた時。
- 二 乙による故意または重大な過失がない場合。

(甲の解除権)

第8条 第2条により契約が終了するまでの甲の解除権については、次の各項の規定による。

- 2 甲は次の各号の一に当たるときは、乙に文書を持って通知し、この契約を解除すること。
 - 一 乙が、正当な理由なく調査を完了する見込みがないとき
 - 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されない時
- 3 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、乙に書面を持って依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 4 第2項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の攻めに任じないものとする。
- 5 第3項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。

- 6 第3項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 第2条により契約が終了するまでの乙の解除権については、次の各項の規定による。

- 2 乙は次の各号の一に該当するときには、甲に書面を持って通知してこの契約を解除することができる。
 - 一 甲が正当な理由なく第6条に規定された納入期限までに納入しない場合。
 - 二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正がされない時
- 3 前項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。また、乙は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の攻めに任じないものとする。
- 4 前2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た情報を漏らし、または盗用してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約の定めのない事項及びこの契約につき疑義の生じた事項については、甲乙共信義誠実の原則により協議の上定めるものとする。

(付則)

この規程は平成27年 2月26日より施行する。

この規程は令和 3年10月 1日より改定施行する。